

要望	回答	担当課
1 産業振興及び雇用促進等、地域創生のための施策の推進		
(1) 中小企業及び地域産業の振興策の充実		
①雇用機会の拡大及び成長産業の立地の推進		
ア 伊賀市の適正な土地利用に関する条例・土地利用基本計画の柔軟な運用		
<ul style="list-style-type: none"> ・小規模な工業用地隣接地への工場等の立地については、工場適地、工業系用途で許可された用地の内、5ha以上となる一団の工業用地の面積要件を、中小企業、小規模事業者が開発可能となるよう1ha以上に緩和（現状の工場敷地面積含む） 	<p>現行の伊賀市の適正な土地利用に関する条例（「以下、土地利用条例」）では、工場等の立地について、「工業用地区域」およびその隣接地（5ha以上の団地に限る）、名阪国道インターチェンジ1km圏内等の「幹線道路沿道区域（幹線道路地区）」での立地を可能としていますが、今年度を実施した土地利用条例の見直しにおいて、工場等の立地については、前述の区域だけでなく、これらの区域周辺に位置する5ha以上のまとまった工業用地（既存の工業団地敷地面積を含む場合も可）であれば、特定開発事業の対象とする緩和措置を講じる見込みです。</p> <p>しかしながら、2021年に改定された伊賀市都市マスタープラン（以下、「都市マスタープラン」）で位置付けている土地利用の基本方針では、工業等の産業施設の立地集積について、「一定のまとまりが見られる既存産業施設周辺への新たな産業誘致を図る」こととしており、ご意見のように「1ha以上」に緩和した場合、都市マスタープランに掲げる一定のまとまりをもった土地利用を図ることができませんので、ご理解ください。</p>	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ・幹線道路地区の内、名阪国道インターより1kmの範囲内を現実的に工場等の設置が可能なように2kmの範囲内に拡大し、優遇税制を適 	<p>また、ご意見を踏まえ、工場等の立地可能な「幹線道路沿道区域（幹線道路地区）」を現行の名阪国道インターチェンジ1km圏内から2km圏内に拡大したとしても農地（農用地）や山林、住宅地が広がっており、現実的に工業用地に適した土地が大幅に増えるとは想定しにくいことから、今回の見直しでは、数量的な拡大ではなく、土地利用基本計画に示す名阪国道インターチェンジ1km圏の周辺における5ha以上のまとまった工業用地（既存の工業団地敷地面積を含む）を特定開発事業の対象として、工場用地の整備が可能となるよう緩和措置を講じる見込みですので、ご理解ください。</p>	都市計画課
<ul style="list-style-type: none"> ・地域間競争を考慮した市外からの企業進出に有利となる土地利用計画の見直し促進 		都市計画課

<p>・幹線道路地区の内、名阪国道インターより1 km の範囲内を現実的に工場等の設置が可能なように2 km の範囲内に拡大し、優遇税制を適</p>	<p>名阪国道インターより1 km 以内への工場立地については、既に、伊賀市工場誘致条例に基づき奨励措置を行っています。</p> <p>また、国や県においても、「地域再生法」や「地域未来投資促進法」、平成30年度に制定された「生産性向上特別措置法」に基づく税や補助金の優遇など企業に対する新たな施策が整備されてきました。</p> <p>令和3年6月に「生産性向上特別措置法」は「中小企業等経営強化法」に移管されましたが、これに基づく優遇制度については中小企業等の活用も多く、当市では、固定資産税の特例率を3年間ゼロとする課税標準の特例を実施してきました。</p> <p>この優遇措置は令和4年度で終了し、令和5年度から新たな制度が導入されることになっています。貴所におかれましては、「認定経営革新等支援機関」として、優遇制度を活用する中小企業等に対しサポートをお願いします。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>・保全区域であっても敷地内の増改築及び新築、隣接地への拡幅について手続きの簡素化により事業者が断念することの無いよう、事務手続き簡素化の見直し促進</p>	<p>敷地内の増改築及び隣接地への敷地の拡張については、区域によらず土地利用条例施行時の延床面積・敷地面積の2分の1までは立地可能であり、届出のみの軽易な手続きとなっていますので既に簡素化されています。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>イ 上野南部開発など新たな工業団地の計画及び造成の推進</p>	<p>大阪・名古屋の2大都市圏の中間に位置する地理的条件や、津波被害のない内陸地域への産業用地の需要の拡大等の理由から、当市への進出に興味を示す企業が増加傾向にあります。一方、市内操業企業様の中には、操業開始から年月が経過し、建替え、増築のため、用地の確保を検討する必要性が出てきているところもあります。</p> <p>しかし、市内において、企業を誘致する産業用地が無く、また、紹介する民間の産業用地も非常に少ない状況にあります。</p> <p>これらのことから、新たな雇用の創出と人口減少への歯止め、就労機会の拡大、若者の定住の促進に繋げるため、上野南部丘陵地へ民間開発事業者を誘致し、民間主導による新たな産業用地計画を推進しています。</p>	<p>企業用地整備課</p>

	<p>事業の進捗につきましては、最優先エリア内の未同意地について、概ね目途がつき、次のステップである、開発に向けた許認可の手続きを進めております。今後は円滑に許認可が取得できるよう、市として側面的にサポートしていきます。</p> <p>また、立地企業の確保に向けては、継続的に市内外の企業を対象に意向調査や企業訪問を行い、立地企業の誘致活動を積極的に進めていきたいと考えております。</p> <p>特に市内で操業いただいている企業様につきましては、当市内で拡張等用地の確保ができるように市としても取り組んでいきます。</p>	
②資源原材料価格高騰等による支援策の創設		
ア 中小企業・小規模事業者を対象とした原油価格高騰による支援金の創設（電気、ガス（都市ガス・LPガス）、ガソリン、軽油、重油、灯油の費用を対象とする）	<p>原油価格高騰に基づく各種燃料、原材料の高騰に対しては、国・県からの支援制度が設けられていますが、それらの動向を見極めたうえで、中小企業・小規模事業者に限らず、市全体への支援を検討していく方針です。</p> <p>なお、国・県からの支援を受けていないLPガス料金については、令和5年度に中小企業・小規模事業者を含めた市内利用者に対し、料金負担軽減支援策を実施します。</p>	商工労働課
イ 価格高騰等の影響緩和のため、水道の基本料金減免制度の実施期間延長及び更なる水道料金の低減	<p>令和4年度においては、市民生活への物価高騰の影響緩和や、原油価格等の高騰を受ける事業者等への支援策として、水道基本料金の減免を4か月間実施いたしました。</p> <p>このたび減免制度の実施期間延長及び更なる水道料金の低減など支援策の創設についてご要望いただきましたが、水道事業の主な財源は水道料金であり、制度の延長やこれ以上の料金低減などの支援策を行うことは難しいと考えておりますが、中小企業及び地域産業の振興のために、社会情勢等の動向をふまえ今後においても検討してまいります。</p>	営業課
③産学官連携の更なる強化及び支援の拡充	<p>当市は、平成18年に三重大と相互友好協力協定を締結して以来、研究拠点施設や伊賀連携フィールド、更には平成29年に設置された国際忍者研究センターなどの事業を通じ、貴所とも連携し、地域活性化に向けた様々な事業に取り組んでいます。</p> <p>また、近畿大学とは平成29年1月に包括連携協定を締結し、定住自立圏といった広域連</p>	総合政策課

	<p>携の推進や市の様々な分野の取り組みに、総合大学としての知見や人材を活用しています。このほか関西 SDGs プラットフォームを始めとする様々な主体が参画する連携プラットフォームにも参加し、情報収集や連携機会の創出に努めています。</p> <p>引き続き、産学官の連携強化を図りながら、人口減少や少子高齢化など地域課題の解決に向けた取組を推進していきたいと考えています。</p>	
	<p>(公財)伊賀市文化都市協会に管理運営を委託している産学官連携地域産業創造センター「ゆめテクノ伊賀」において、継続して支援し、三重大学・文化都市協会と協力して利用を推進するための活動を行ってきます。</p> <p>貴所においても個別の事業者様へのきめ細やかな相談、利用促進や共同研究等のマッチングなどについて積極的な活動をお願いします。</p>	商工労働課
(2) 雇用確保のための施策の強化及び支援施策の拡充		
①地元企業への就労の向上施策の拡充		
<p>ア 地元企業への就労の発信施策の拡充のための高校生や大学生、U・J・Iターンへの推進に向けての発信力</p>	<p>当市では、伊賀市移住交流ポータルサイトを開設し、各部署から収集した移住関連情報を整理して発信しています。また、「移住コンシェルジュ」への就職相談については、担当部署へのつなぎ役を担い連携してサポートを行っています。令和3年度・令和4年度には市内立地企業を訪問し、企業側へも移住コンシェルジュや空き家取得費補助金等の伊賀市移住施策について周知・啓発を行っています。なお、令和5年度についても継続する予定です。また、今後は他市の事例等も参考にした上で、新たな支援策を行う予定です。</p>	地域創生課
	<p>当市では、貴所や関係機関と連携し、地元での就職を希望する学生や求職者に対し、企業等との情報交換の場として、「合同就職セミナー」を開催しています。令和4年度は3月に3年ぶりに対面で開催しました。このセミナーはU・J・Iターンを進めていく上でも重要なものですので、貴所にU・J・Iターン促進事業負担金として支援をしています。</p> <p>さらに、貴所や関係機関で構成する労務対策協議会では、伊賀管内の企業情報を掲載し</p>	商工労働課

	<p>た企業ガイドブックを毎年発刊しており、当市ではこのガイドブックを成人式に出席された新成人全員に対し配布するなど、あらゆる場面において市内の企業情報や就職セミナー等の情報発信を行っています。このガイドブックは地元学生等が企業情報を入手する上で必要なもので、地元の就職につながる貴重なツールでもあるので、市も協議会事務局である貴所に対して一定の支援をしています。</p> <p>インターネットや SNS が普及し、求職者の情報収集の方法が変わっていく中で、後は上記の事業にとどまらず、時代の変化に伴って変化する学生・求職者・企業のニーズを捉えた事業を行い U・J・I ターンの促進・地元企業への就労向上施策の拡充をする必要があると考えておりますので貴所におかれましても積極的な取り組みをお願いします。</p>	
<p>イ 小、中、高校において地元企業の魅力、就労環境の魅力等、産業教育の強化</p>	<p>当市では、平成 27 年度に第 1 期、令和 2 年度に第 2 期を策定した「伊賀市まち・ひと・しごと創生総合戦略」に基づき、人口減少克服に向けた取組みの一つとして、高等学校で組織する実行委員会が実施する人材育成の事業を支援し、自らが地域の担い手となる意識を持つ地域創造人材（IGABITO）の育成に取り組んでいます。</p> <p>たとえば、上野高等学校では「上高みらい探究」と題し、伊賀に関する題材を中心に現状や課題等をグループごとにポスターにまとめ発表する「ポスターセッション」や、高校生が考える伊賀の課題について、その解決方法までを考察し発表する「地域プロデュース」の取組みを実施しています。</p> <p>このような活動を通じて、高校生が地元事業者や行政と関わる機会を創出し、自らが地域の中で生活をしていることを実感するとともに、地元の特産や産業を知ることによって、地域への愛着の高まりにも繋がると考えています。</p> <p>引き続き、高等学校における人材育成事業を支援し、高校生のシビックプライドの醸成を図るとともに、若い世代の市内定住に繋がっていきたいと考えています。</p>	<p>地域創生課</p>

	<p>小学校では、生活科学習・社会科学習・総合的な学習の時間等で、地元の工場・商店・農家などの見学や聞き取り活動を行っています。学習を通して、産業の特色や職場の工夫、働いている方の思いなどに触れ、地域にある産業や企業が自分たちの生活にとって身近な存在となるよう努めています。</p> <p>また、郷土教育教材「伊賀のこと」を小学校5・6年生及び中学生に配付しています。「伊賀のこと」の中では、当市の文化や歴史とともに、代表的な産業や特産品なども掲載し、様々な学習活動と関連付けて活用し、伊賀の産業の魅力について学習を深めています。</p> <p>中学校では、多くの事業所の協力を得て毎年職場体験活動を行っています。令和2・3年度は新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止しましたが、令和4年度は感染拡大防止に配慮しつつ5校で実施しました。今後も「働くことの大切さ」や「地元企業の魅力」などについて、体験的に学ぶことができるよう事業所と連携して取り組んでいきます。また、令和4年度には地元企業に協力いただき、オンライン工場見学を小学校2校で実施しました。今後もWeb会議システムなどのICT機器を活用することで、地元企業の方から遠隔でお話を聴かせていただいたり、工場を見学させていただいたりできる機会を増やしていきたいと思います。</p> <p>各校では、児童生徒が「生きる力」を身に付け、直面する様々な課題に柔軟にかつ、たくましく対応し、社会人・職業人として自立していくことができるように、教育活動全体を通じてキャリア教育に積極的に取り組んでいます。さらに、各校の実践の交流の場として、キャリア教育研修会を実施するとともに、外部専門家からの指導・助言の機会を通じて、より一層、豊かな学習が進められるよう努めています。</p> <p>今後も、これらの学習を通して、地域の産業について理解を深めるとともに、地元の産業で働いている人の願いや思いを知り、自分の将来について考える学習を充実させていきたいと考えています。</p>	<p>学校教育課</p>
--	---	--------------

<p>ウ 学生向けに、市内に就職・居住することで返金免除となる特別奨学金制度の創設</p>	<p>奨学金等の貸与を受けて就学した者が、市内に定住し、当市内または定住自立圏内の企業等に就労する場合に、奨学金等の返還額の一部を支援する制度を令和5年度から行います。</p> <p>三重県事業になりますが、一部の地域に居住すれば奨学金の返還額の一部が補助される「三重県地域と若者の未来を拓く学生奨学金返還支援事業」という制度があり、当市の一部地域も指定されています。</p>	<p>地域創生課</p> <p>商工労働課</p>
<p>②多様な雇用の確保のための支援の創設</p>		
<p>ア 少子化対策を踏まえ女性雇用、子育て世代雇用に取り組んでいる企業への支援及び助成制度の創設</p>	<p>新たな助成制度の創設は、市の財政状況から困難ですが、事業者の需要に照らし合わせ、予算の枠組みの変更等、現行制度の見直しにより限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに検討していきたいと考えます。</p> <p>国には両立支援助成金などの制度がありますので、そちらをご活用ください。</p> <p>また、当市では、平成27年11月に設立した伊賀市人権学習企業等連絡会の会員企業を対象に、いまだ根強く残っている「性別役割分担意識」の改善を図るべく「イクボス講座」や「働き方改革」につながる講座を開催し、企業及び団体がよりよい職場環境の形成に向けて自主的に活動できるよう支援しています。</p> <p>さらに、伊賀市総合評価方式の入札の際には育休制度の整備など次世代育成支援活動を行っている企業については価格以外の要素も含めて総合的に評価しています。</p> <p>貴所におかれましても、貴所会員企業に対し伊賀市人権学習企業等連絡会への加入を促進いただくとともに、先述の両立支援助成金などの国の様々な支援策の情報提供などを連携して行い、すべての働く人に対するワークライフバランスの啓発に努めていただきますようお願いいたします</p>	<p>商工労働課</p>
<p>イ 市外からの高度化人材確保のため、市内企業の就労者のための住宅支援制度の創設</p>	<p>当市では、重点施策の一つとして「移住・交流」に取り組んでいます。「移住コンシェルジュ」による総合相談窓口を開設し、移住前だけでなく、移住後の繋がりづくりや不安解消等の支援も行っています。</p> <p>また、「伊賀市移住促進空き家取得費補助</p>	<p>地域創生課</p>

	<p>金」による住宅取得支援を実施しており、令和5年度も継続を予定しています。</p>	
	<p>市外からの高度化人材確保につきましては、住宅支援制度だけでなく企業誘致や設備導入に対する奨励金の拡充や雇用促進施策の拡充など様々なアプローチが必要であると認識しています。</p> <p>市内企業の就労者のための住宅支援制度の創設につきましては、まずはニーズの調査が重要であり、市だけでなく貴所をはじめとした商工団体による取組が不可欠であると考えます。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>ウ 地域で働く労働者や学生などを対象に、人材の育成確保・定着などを目的として、労働者や個人のキャリア形成、教育現場や企業でのキャリア形成のための支援を図るため、市における総合的なキャリアコンサルティング活用の実現</p>	<p>労働者の職業選択や能力開発に関する相談・助言を行うキャリアコンサルタントは、企業等の人事・教育部門や、教育機関、公的な職業紹介・就業支援機関、人材紹介・人材派遣会社など、幅広い分野での活躍が期待されています。また、少子高齢化・人口減少、コロナ禍といった経済・社会・環境をめぐる様々な課題を解決するために、多様な主体との連携により、誰一人取り残さない持続可能なまちづくりを進めていかなければなりません。</p> <p>当市では、総合計画の分野別施策の一つに「誰もが働きやすく、働く意欲が持てる」を掲げ、きめ細やかな就労支援や職業相談に取り組み、労働需給のマッチングを図ることでしています。</p> <p>この施策のあるべき姿を実現させるためには、市民一人ひとりが、自分の適性や能力などを理解するとともに、この地域の仕事を知ることにより、それぞれのライフステージの各段階で、自分にあった仕事を自分で選ぶことが大切です。</p> <p>多様化する働き方に対応していくためには、行政だけでなく、貴所をはじめとする様々な関係機関が連携・協力しながら、それぞれの特性を活かしたきめ細やかな相談や支援に取り組みむ必要があると考えます。</p>	<p>総合政策課</p>
	<p>地域での人材確保や定着を図るためには、すでに地域にお住いの人材を育成することがたいへん重要であることは理解しています。</p> <p>そのキャリア教育にキャリアコンサルティングを活用することも有意ではあると思いますが、まずは、そのための総合的な仕組みを関</p>	<p>商工労働課</p>

	係各課などと検討する必要があると考えています。	
(3) 中心市街地活性化の促進		
①「伊賀市にぎわい忍者回廊整備事業」を見据えた第二期中心市街地活性化基本計画の延長	旧上野市庁舎の活用と新たな忍者体験施設整備を核とする「にぎわい忍者回廊整備事業」がPFI事業として動き出しましたが、令和7年度の大阪・関西万博を見据え、伊賀市の中心市街地活性化についても「にぎわい忍者回廊整備事業」を中心とした「第3期伊賀市中心市街地活性化基本計画」の策定に取り掛かる必要があります。第3期計画の策定の間、令和5年3月末を期限とする第2期計画については2年間の延長を行うよう手続きを進めています。	中心市街地推進課
②中心市街地活性化協議会及び(株)まちづくり伊賀上野事業への人的支援	市は協議会の構成員であり、現在も協働による取り組みを行っています。にぎわい忍者回廊整備事業が動き出したことから、今後もお互いの連携、協力により推進していきます。 (株)まちづくり伊賀上野の実施する事業につきましても、貴所とともに連携、協力を図っていきます。	中心市街地推進課
③街なか賑わいイベント等への支援拡充		
・市民夏のにぎわいフェスタ、市民花火大会、灯りの城下町事業等	街なか賑わいイベントについては、単に事業を実施するだけでなく、事業を実施することにより商業等の活性化、継続的な発展に繋げることが重要と考えますので、事業実施の際は、綿密な事業計画と具体的な目標をもって実施いただきたいと思います。 なお、支援の拡充は、市の財政状況から困難ですが、事業者の需要に照らし合わせ、予算の枠組みの変更等、現行制度の見直しにより限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに検討していきたいと考えます。また、貴所におかれましても、イベント主催団体と連携しより効果的な事業ができるよう例年と同様の事業を行っていくのではなく、常に改善を行っていただきますようお願いいたします。	商工労働課
④旧市庁舎等の総合的な利活用（にぎわい忍者回廊事業）の推進		

<p>ア 商工業発展のため観光及び物産機能など、まちの駅のような施設の設置</p>	<p>旧上野市庁舎の利活用は、「伊賀市にぎわい忍者回廊整備（忍者体験施設等整備）に関するPFI事業」として、民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（通称：PFI法）に基づく事業として推進しています。</p>	<p>中心市街地推進課</p>
<p>イ 新しい時代の図書館、市民の憩いの場、多機能トイレの設置</p>	<p>同事業は2022（令和4）年9月30日の議会議決による事業契約の成立に伴い、特別目的会社（SPC）である㈱伊賀市にぎわいパートナーズに事業権を移行しており、現在はSPCが企画・設計業務を進めているところです。</p>	
<p>ウ にぎわい忍者回廊整備事業について、早期に会員向けの事業全体説明会の実施、進捗状況に合わせた部会等への説明会の実施</p>	<p>要望の物産機能や市民や観光客が憩う場、多機能トイレの設置については、事業者募集に際して市が公表した要求水準書に提供するサービスの水準を定めており、これを満たす企画提案書が提出されていることから、市街地の回遊促進に向けそれぞれ適切に設置される予定です。</p> <p>なお、事業の進捗状況の確認や説明等に関し、これまでは市として機会をとらえて説明の場を設けてきましたが、契約成立後は事業権の移行に伴いSPCが行うものとなります。</p> <p>貴所におかれましては、PFI事業者による企画提案提出の際に関心表明書を提出されていることから、今後具体的な協議を進め、PFI関連事業やその他新たな事業の実施に主体的に取り組まれることと存じます。引き続き公民一体となり活性化に取り組んでまいりたいと考えています。</p>	
<p>⑤景観条例の高さ規制見直しによる民間資本の導入を促進</p>		
<p>ア 本町通り、二之町通り、三之町通りについて、観光集客につながるホテル等、集客施設誘致のための規制緩和</p>	<p>ご指摘の三筋町通りについて景観計画では、城下町の歴史を色濃く残す町並みを残し、上野城への眺望が映える空間を維持する事を目的に建物の高さは12m以下と制限されています。</p> <p>なお、当該地域が土地の高度利用による求心力の向上や都市機能の向上を図るために都市計画決定の変更により高度利用地区の指定を行う場合、建物の高さを最高31mとする事が可能ですが、伊賀市中心市街地活性化基本計画との整合や、周辺住民や各種団体等に賛同をいただく必要があります。</p>	<p>都市計画課</p>
<p>イ ハイトピア伊賀より北の地域、特にNTT周辺の大規模な規制緩和による再開発の促進</p>	<p>また、2017（平成29）年に日本イコモス国内委員会より、旧上野市庁舎を含む近代建築群「伊賀上野城下町の文化景観」について「日</p>	

	<p>本の「20世紀遺産20選」の一つとして選ばれた事もあり、当該地域はその遺産を守る為の要所となっている事から、住民の方々からのご意見を聴取しながら中心市街地活性化の促進と景観保護の両面で検討する必要があると考えます。</p>	
<p>2 観光立市に向けた観光振興の促進</p>		
<p>(1) ユネスコ無形文化遺産に登録された「上野天神祭のダンジリ行事」による更なる観光推進の強化</p>		
<p>①市をあげての天神祭事業として運営体制の刷新及び支援の創設</p>		
<p>ア 「上野天神祭のダンジリ行事」の人員や組織の弱体化が甚だしく、10年20年先を見据えた検討が必要。行政・地域住民・商工会議所の会員事業所等を含めた議論をする場の行政主導での設置</p>	<p>上野天神祭については、全国から集客が見込める行事と考えており、今後も引き続き、伊賀市観光公式HPでの発信に加え、各イベント情報誌への情報提供などを行い誘客に努めていきます。また、旅行会社などへ旅行商品造成に向けた情報提供を積極的に行っていきたいと考えています。</p> <p>運営体制については、市行政主導の運営組織では、なかなか自分事としてとらえることが難しく、上野天神祭地域振興実行委員会の構成団体、一般市民、市内企業、高校、NPO、住民自治協議会、また観光地域づくり法人(DMO)などあらゆる主体が運営に関わっていくことで「世界に誇れる市民の祭」という意識が芽生えてくるのではないかと思います。民間主導の組織運営づくりについて貴所のリーダーシップに期待いたします。</p>	<p>観光戦略課</p>
	<p>当市では、伝統文化の保存・継承という視点から、上野文化美術保存会に対し、上野天神祭のダンジリ行事継承事業交付金を交付しています。近年はコロナ禍における運営も検討・対応いただき、組織強化や後進育成のほか情報発信にも力を入れて活用いただきました。</p> <p>なお、当該交付金につきましては、今年度、事務事業レビューを受け、その結果に対し伊賀市行政事務事業評価審査委員会での審査を経て、交付金のあり方について意見をいただいたところです。</p> <p>今後はその意見を踏まえ、説明責任を果たせるよう仕組みを検討しながら、ダンジリ行事の技術の保存継承につながるよう支援していきます。</p>	<p>文化振興課</p>

(2) 観光客受け入れ施設等の拡充		
①旧市庁舎跡及び成瀬平馬屋敷跡の施設と連携した、まちなかへの観光客誘導施策の実施（南北を結ぶ地下道などアクセス整備等）。利用者の利便性を考慮した駐車場の確保及び駐車共通券の発行	<p>PFI 事業として取り組むにぎわい忍者回廊整備事業は、市街地エリアを点ではなく面として捉え、エリアマネジメントの視点を取り入れた回遊促進、にぎわい創出を目指すものです。</p> <p>事業主体はSPCとなりますが、まちなかへの回遊促進は市として要求水準に求めていることから、具体的な施策構築に向け検討を進めていきたいと考えています。</p>	中心市街地推進課
	<p>PFI 事業として取り組むにぎわい忍者回廊整備事業は、市街地エリアを点ではなく面として捉え、エリアマネジメントの視点を取り入れた回遊促進によるにぎわい創出を目指すものです。今後の施設の開業を見据え、事業主体であるSPCとも協議しながら具体的な検討を進めていきたいと考えています。</p>	観光戦略課
②魅力的な新芭蕉記念館及び芭蕉ゾーンの実現	<p>当市では来年度から、新しい芭蕉翁記念館の機能も含めた美術博物館の整備について検討を進めていこうと考えています。</p> <p>その中で、蓑虫庵や史跡芭蕉翁生家などの芭蕉翁関連施設との連携についても検討していければと考えています。</p>	文化振興課
③外国人を含む観光客向けのマップの作成やスマートフォンを活用した案内プログラムの導入など受け入れ環境の設備	<p>芭蕉翁記念館では、芭蕉翁を紹介する英語のパンフレットを設置し、対応しています。</p> <p>今後、整備の検討を進めていく新しい芭蕉翁記念館では、展示や案内などにおいてDXに対応した施設とするよう検討をしていきます。</p>	文化振興課
	<p>回遊性向上に向けた観光プログラムや観光客向けのマップ等については、中心市街地活性化協議会、伊賀上野DMOとともに取り組んでいます。今後はDXとSDGsの推進が、観光客、とりわけインバウンド回復のカギになると考えます。</p> <p>にぎわい忍者回廊整備事業により新たな移動方法の構築などを民間事業者と進めていきますが、課題となっている魅力ある店づくり、スマート決済の導入などについても、貴所や民間事業者による取り組みをお願いします。</p>	中心市街地推進課
	<p>コロナ禍により、一変した観光を取り巻く状況を受け、観光地域づくり法人伊賀上野DMOと連携し、ウイズコロナ、アフターコロナに着</p>	観光戦略課

	<p>眼した新しい着地型観光のコンテンツづくりに取り組んでいます。</p> <p>具体的には、PFI 事業として取り組むにぎわい忍者回廊として取り組む、中心市街地における観光案内業務は旧上野市庁舎に集約されることから、事業主体である SPC と協議しながら受入れ環境整備に尽力してまいります。</p>	
④上野公園内のトイレ(2か所)の早期改修の実施	<p>上野公園は国指定の史跡となっており、ご指摘のトイレの大規模な拡張や建替え等の改修を行う事は困難です。</p> <p>しかし、観光施設ということを鑑みながら、インバウンドの増加や、生活様式の変化、飛沫による感染症対策等に伴い、洋式トイレへの改装や水洗化等の改良を実施しています。引き続き皆様に気持ちよく使って頂けるよう、清掃の徹底や可能な範囲内での改良、修繕等を適宜検討します。</p> <p>大規模な改修や更新についても、文化財部局と協力し、実施可能な要件を探っていくと考えています。</p>	都市計画課
(3)伊賀の物産を広く発信するため、新商品開発への補助金制度の創設	<p>貴所も事務局を担っていただいている伊賀ブランド推進協議会に対する支援を継続的に行い、新商品開発・既存製品のブラッシュアップ・販路拡大に繋がるよう推進します。</p> <p>また、伊賀市起業・事業承継促進事業補助金の充実を図り、新商品開発に繋がるような起業や設備投資に対し、支援を行っていく方針です。</p> <p>貴所におかれましても、これらの補助金・助成金制度への申請等の積極的なサポートをお願いします。</p>	商工労働課
(4)NTT 西日本伊賀上野ビル壁面を活用した「忍者モニュメント」設置の早期実現	<p>ウイズコロナ、アフターコロナに対応できる着地整備を進めているところです。</p> <p>ご提案いただいた NTT 西日本伊賀上野ビルの壁面利活用につきましては、話題性はあると考えていますが、誘客の手段となりうるかをマーケティングデータ等から判断してまいりたいと考えています。また事業を進めるにあたっては、行政主導で進めるのではなく、市民や関係団体等の理解を得ながら、民間活力も導入しつつ効果的なものにしていきたいと考えています。過去には若者会議によるプロジェクションマッピングを試験的に実施しました。にぎわい忍者回廊プロジェクトが本格</p>	観光戦略課

	的に始動したことから、エリアマネジメントを公民連携で行っていく民間事業者等とも協議しながらより効果が得られる施策を検討してまいりたいと存じます。	
(5) 観光誘客に繋がる未利用施設の活用促進	上野公園から城下町エリアを結ぶ導線を「にぎわい忍者回廊」と位置づけ、忍者体験施設整備事業や旧上野市庁舎整備事業を主軸に市街地をエリアマネジメントの視点で検討し、施設単体ではなく面で複数の課題に対して包括的にまた、早急に取り組んでまいりたいと考えています。事業推進にあたっては、将来の財政負担なども考慮し、民間活力を積極的に活用しながら進めてまいります。	観光戦略課
	<p>空き家・空き店舗を城下町の資源としてとらえ、観光誘客につながる店舗等の新規出店を促し、エリアマネジメントに取り組むことは市街地活性化において最も重要な取り組みと考えます。</p> <p>空き店舗活用を進めるためには、空き家オーナーの理解と、出店する事業者の掘り起こしが課題となっているため、公民一体による空き店舗活用のプラットフォームづくりが必要と考えます。</p>	中心市街地推進課
(6) 観光地域づくり法人(DMO)による事業連携の推進、専任職員の確保	<p>観光地域づくり法人(DMO)の体制強化や事業推進については、貴所、伊賀市商工会、(一社)伊賀上野観光協会、伊賀市のトップ会議において4者が連携して必要な調査研究や計画づくりを進めていくと合意いただき、以降、伊賀上野観光協会 DMO 推進プロジェクトチーム及びワーキンググループにおいて事業検討や事業実施を役割分担のもと進めている状況であるのご承知いただいていると存じます。貴所におかれては、DMOを構成する一員として積極的な企画提案や事業推進に向けてご尽力いただきますようお願いいたします。</p> <p>なお、今後、DMOの体制強化を図る上では専任人材が必要不可欠であると考えており、令和5年度には、総務省の地域おこし協力隊制度を活用し専任職員を2名確保する予定となっております。行政としても人的、資金的支援をこれまでどおり行ってまいりたいと考えていますので、貴所においてもご尽力賜りますようお願いいたします。</p>	観光戦略課

<p>(7) 遠足・修学旅行等の教育旅行での昼食等、受け入れ場所の提供</p>	<p>教育旅行における昼食の多くはお弁当持参が多く、晴天の場合は上野公園内にて昼食をとっていただいています。</p> <p>学校によっては直接交渉の上、市内の小学校等の体育館を利用されている場合もあると聞いておりますが、コロナ禍においては受け入れる各学校の判断にゆだねざるを得ないと考えています。</p> <p>今後は、受け入れ人数にもよりますが、例えば赤井家住宅に市内の飲食店からお弁当を配達いただいて召し上がっていただくのも一考だと考えています。</p> <p>貴所に置かれましても、ハイトピア伊賀3階のスペースを活用し、貴所会員事業所とコラボした教育旅行における昼食提供事業等をご検討いただきますようお願いいたします。</p>	<p>観光戦略課</p>
<p>(8) 名阪上野ドライブインに代わる新たな物販拠点の設置</p>	<p>貴所や観光協会とも連携して市内にIGAMONO コーナーを増設するなど、新たな拠点の確保に努めます。</p> <p>また、当市には、道の駅あやまと道の駅いがあり、これらの施設をさらに利活用いただくよう PR していきます。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>3 社会基盤の整備及び維持管理</p>		
<p>(1) 社会基盤の整備</p>		
<p>① 渋滞緩和及び交通安全施設の整備</p>		
<p>ア 国道368号線の全線早期4車線化及び名阪国道上野インターの改良による渋滞緩和及び安全確保</p>	<p>国道368号の4車線化は三重県が事業主体となって進めており、伊賀市の名阪国道上野インターチェンジと名張市の国道165号を結ぶ約14.2km区間において、渋滞解消に取り組まれています。</p> <p>伊賀市内では、名阪国道上野インターチェンジから菖蒲池2交差点までの5.1km区間で4車線化が進められており、現在までの進捗としては、菖蒲池2交差点から新岡波総合病院の進入口となる上之庄南交差点までは整備が完了しています。</p> <p>現在、大内橋上部工に着手しており、上之庄南交差点から大内橋までの整備は、令和7年度に完成する予定で進捗しています。</p> <p>なお、名阪国道上野インター改良につきましても、引き続き県に要望していきます。</p>	<p>建設管理課</p>

<p>イ 名阪国道の補修整備及びサービスエリア機能の再整備について関係機関への早期実施要望</p>	<p>昨年11月16日に名阪国道及び国道25号整備促進期成同盟会として中部地方整備局、北勢国道事務所並びに三重県を訪問し、インター改良などの交通安全対策及び計画的路面舗装補修整備を要望したところです。</p> <p>また、今年1月24日には中央要望を行ったところです。今後も引き続き、サービスエリア機能の再整備も含め要望を続けていきます。</p>	<p>建設管理課</p>
<p>ウ 市内企業団地等における道路の安全対策及び老朽化した施設の修繕、維持管理</p>	<p>当市では、道路施設の維持管理のため、道路パトロール車による道路巡視を日常的に行い、道路の通行上支障となる箇所については、適宜に補修対応を行っているところです。道路補修は、周辺の交通状況や道路施設の損壊状況から緊急度や優先度を勘案して、随時対応していますので、ご理解いただきますようお願いいたします。</p>	<p>道路河川課</p>
<p>②近鉄伊賀神戸駅前の開発の促進</p>		
<p>就労者の確保や利便性の向上を図るため、ロータリーの設置、車両の待機場所の確保等、中長期的な視点での計画への位置付け。</p> <p>駅前もしくは駅ナカへのコンビニ及び飲食店の設置</p>	<p>以前は、駅近隣の民有地を借り上げ、民間企業の従業員送迎用のバスの転回及び待機場所の確保を行っていましたが、現在は賃貸借契約を解除し、ロータリーの設置とともに近隣土地所有者のご理解を得るに至っておりません。現時点では難しいと考えています。</p> <p>伊賀神戸駅は大阪・名古屋方面からの玄関口であり一定の設備が望まれるため、機会を捉えて駅の利便性向上を運行事業者に求めてまいります。</p>	<p>都市計画課</p> <p>交通政策課</p>
<p>(2) 将来への交通基盤の整備計画の策定</p>		
<p>① J R 関西本線伊賀上野駅・柘植駅間の電化促進及び伊賀鉄道と連動した交通システムの整備</p>	<p>関西本線の活性化・存続のため、利用促進に係る取り組みを進めているところですが、利用者の増加を図るためには、利便性・快適性の向上が必要であると考えています。</p> <p>現在、伊賀鉄道とJR関西本線との相互乗り入れの検討を進めているところですが、利便性向上のため様々な可能性を検証し、必要な整備についてJR西日本と連携を取って進めたいと考えています。</p>	<p>交通政策課</p>
<p>②名神名阪連絡道路の早期実現のための調査費の重点配分及び継続的な予算の確保</p>	<p>名神名阪連絡道路は、名神高速道路から新名神高速道路を経由し、名阪国道及び国道165号を南北に結ぶ道路です。</p> <p>昨年4月1日には、国より重要物流道路候補路線として名神高速道路の八日市IC付近を起点に名阪国道の上柘植IC付近までの南</p>	<p>建設管理課</p>

	<p>北およそ 30km が「候補路線」指定されました。また、そのうちの上柘植インター付近から甲賀市土山町の国道 1 号付近までが「計画区間」にも指定されています。</p> <p>昨年 11 月 16 日には、滋賀県庁において三重県と滋賀県合同で有識者委員会を立ち上げられました。地域特性・道路交通課題・地域の将来像・政策目標・意見聴取方法について協議されています。</p> <p>それを受け、伊賀市内では「道の駅いが」で意見聴取と地元等に対する住民説明会を西柘植地区市民センター（旧ふるさと会館いが）で開催しました。</p> <p>当市としては、今後、期成同盟会と共に新規事業化に向け、今がまさに最も重要となる局面であり、沿線地域全体がルート帯の決定に対し、相互理解と協力を進め、早期にルートの絞り込みが行われるよう取り組む必要があります。</p> <p>今後も引き続きしっかりと要望してまいりますので、ご協力をお願いします。</p>	
③リニア中央新幹線の建設を見据え、車両基地の誘致及び既存交通網の整備調査	<p>亀山駅の駅位置が正式に決定次第、駅へのアクセスに関して関係者と協議を進めたいと考えています。</p> <p>車両基地については、雇用の拡大、移住定住の促進、企業誘致や産業振興などの大きなアドバンテージが期待できるため、誘致を進めたいと考えています。</p>	交通政策課
(3) 公共交通ネットワークの充実		
①市街地へのアクセス、利便性を考慮した公共交通システムの構築	<p>鉄道やバス、タクシーといった地域公共交通には、それぞれの機能・役割があり、お互いが補い合いながら地域公共交通のネットワークを構築しています。今後も引き続き、それぞれの移動手段の特性を踏まえた連携を強化し、地域住民の生活行動に応じた効率的な運行体系の見直し及びネットワークの構築を進めたいと考えています。</p>	交通政策課
②伊賀市の移動手段、特に夜間が無く、ウーバーの様な交通手段の導入	<p>これまで、既存の鉄道路線やバス路線を中心に公共交通ネットワークの形成に努めてきましたが、少子化や車への依存等による利用者の減少、バス運転士の不足等により現状維持が難しくなっています。</p> <p>現在、島ヶ原地区をモデル地区として、デマ</p>	交通政策課

	<p>ンド運行等新しい運行方法の導入検討を進めており、令和5年度中を予定している導入以降は事業の検証を進め、他地区への展開も含めて交通手段の検討を進めます。</p>	
<p>(4) 伊賀鉄道の利用促進</p>		
<p>①今後のカーボンニュートラル社会を見据え、市職員や観光客など更なる伊賀鉄道の利用促進及び各駅周辺の駐車場の整備</p>	<p>令和4年7月～10月の期間を「公共交通機関利用促進期間」と位置づけ、この期間を中心に、市職員のみならず、沿線企業や団体の通勤利用の拡大、市民の皆さんへの利用啓発を実施したところです。</p> <p>また、伊賀鉄道につきましては交通系 IC カードの導入を令和5年度中に予定しており、域内のみならず圏域外からお越しいただく方々も含めた利便性の向上を図ってまいります。</p> <p>貴所の職員はじめ会員の皆様におかれましても、利用促進にご理解ご協力のほど、よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>交通政策課</p>
<p>(5) 国県市道の維持管理</p>		
<p>①年々、車道歩道沿いの路肩の除草作業が縮小している様に思われる。適時、定期的な維持管理の実施</p>	<p>当市では、道路環境の保全のため、主要幹線道路の路肩部の除草作業を例年定期的実施しております。</p> <p>道路除草については、限りある予算の中で道路の周辺環境や交通状況から緊急度や優先度を勘案して、道路管理上の必要な区間において実施していますので、ご理解くださいますようお願いいたします。</p>	<p>道路河川課</p>
<p>②道路の舗装補修についても、計画的な補修改良の実施</p>	<p>道路舗装の補修について、大規模な改修が必要な路線については修繕計画に上げ、国庫補事業等を活用して毎年計画的に実施しています。</p> <p>なお、令和3年度は11路線、2.7km、令和4年度は、19路線、7.2kmの舗装修繕を実施しました。</p>	<p>道路河川課</p>
<p>4 公共工事発注制度の改善及び防災対策の強化</p>		
<p>(1) 地元企業存続のための公共工事発注制度の改善</p>		
<p>①コロナ禍や建設資材等の高騰による影響で民間工事が減少している中、更なる安定的かつ持続的な公共工事予算の確保並びに工事発注量の増加</p>	<p>今年度に引き続き、今後も社会資本整備総合交付金事業、道路メンテナンス事業、緊急浚渫推進事業債、緊急自然災害防止対策事業債等の有利な財源を活用することで予算を確保し、安定的な公共工事の発注に努めます。</p> <p>農業生産活動の基盤となる農業水路等水利施設の機能を安定的に発揮できるよう長寿命</p>	<p>道路河川課</p> <p>農村整備課</p>

	<p>化対策において、水路等農業施設の修繕及び更新工事を実施しています。</p> <p>また、防災減災対策においては、ため池のボーリング調査（耐震豪雨劣化診断及び解析）を実施し改修工事が必要と判断された、ため池の中から被害が甚大となる池より市が順次実施計画の策定を行い実施計画策定後は県営事業に引継ぎ改修工事を実施しています。</p> <p>昨年度と同様に当初予算額に加えて、国補正予算において土地改良事業費に約2億円を計上するなど令和5年度予算と一体的に執行する計画としており、今後も国・県の動向を注視し財源の確保を行い計画的・継続的な事業実施に努めます。</p>	
②建設資材等の高騰に対するスライド条項の適用は、入札時の金額から設計時の金額を基準にされたい。また、工期内の金額変動のスライド条項適用の追加	<p>伊賀市におけるスライド条項については国土交通省及び三重県に準拠し、伊賀市建設工事標準請負契約約款により適切に対応を行っています。また、建設資材等の高騰に対する単品スライドについては、設計時点及び価格変動後の単価を基準とした計算式により適用を行っています。</p>	契約監理課
③将来の担い手（若年者）確保に必要となる「土日完全週休二日制」の取り組みについて、適切な工事期間及び経費確保への対応	<p>前年も回答した通り、新・担い手3法に基づき、発注者の責務として適切な工期の確保に努めています。</p> <p>「土日完全週休二日制」についても、受発注者で工程計画を協議の結果、必要な工期を確保すると共に、「土日完全週休二日」が達成できた場合、労務費・機械経費（賃料）・共通仮設費・現場管理費の補正を行うなど対応しています。</p>	契約監理課
④伊賀市公共施設等の利活用に関する民間提案制度は、募集テーマに即した提案をいただくものであり、市が公共工事の発注単位や発注方法などを決定するものではないとあるが、事業化が決定した際には、提案が採用された者との随意契約を前提としている。事業化が決定されるには、地元事業	<p>公共施設等の利活用に関する民間提案制度は、2021年3月に策定した伊賀市公民連携（PPP）ガイドラインの「民間からの提案の活用」という方針に基づき、2022年度に導入いたしました。また、今回の民間提案制度の公募の内容等については、市政における政策課題・重要事項の基本的な方向付け及び政策の最終意思決定機関である総合政策会議に諮り、了承を得て実施したものです。</p> <p>以上のことから、今回の民間提案制度については、産業振興部・建設部はもとより全庁的な合意のもと実施したものであります。</p> <p>なお、事業者の選定時の審査については、地</p>	資産経営課

<p>者の参加を必須条件とし、大手事業者の参入による費用対効果だけではなく、市が実施する事業として、地元事業者の育成や小規模事業者が今後も存続できるよう最大限の配慮が必要であり、産業振興部・建設部など市役所内での考え方の統一が必要</p>	<p>元事業者の育成等に最大限の配慮する必要があるため、同じレベルの提案であれば地元事業者が有利になるような配点にしております。</p>	
<p>(2) 全国各地で発生している水害や土砂崩れ等への対策強化</p>		
<p>①市の防災・減災対策として、河床掘削や堤防補強等の迅速な対応、特に新服部橋の河床掘削の早期実施</p>	<p>減災対策として、木津川上流部において、平成 28 年より近年頻発する浸水被害に対して、主な課題を抽出し「逃す、防ぐ、回復する」ことに主眼を置き、木津川上流部大規模水害・土砂災害に関する減災対策協議会が、ハード・ソフト対策を一体的、計画的に推進してきました。</p> <p>また、気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域において、あらゆる関係者が協働して流域全体で水害の軽減を図るため、淀川水系流域治水プロジェクト(構成員:当市を含め 20 団体)を取りまとめていますので、引き続き防災や減災に努めていきます。</p> <p>新服部橋付近の河床掘削につきましては、近畿地方整備局木津川上流河川事務所に確認いたしますと、平成 28 年度から木津川、服部川、柘植川の河道掘削を下流側から実施しており、令和 3 年度末で約 37 万立方メートルを掘削し、引き続き継続的に実施していくとのことでした。また、堤防強化の必要な箇所については、令和 3 年度をもって終了しているとのことであり、引き続き国や県に河床掘削等を要望していきます。</p> <p>当市では、令和 2 年度に創設された国の『緊急浚渫推進事業債』を活用して、市の管理する河川を対象に計画的に河床掘削を行い流下能力の維持・向上を図っており、令和 4 年度は、12 河川の浚渫と 1 河川の竹木伐採を行っています。今後も国や県との連携を図り、総合的な治水対策に努めてまいります。</p>	<p>建設管理課</p> <p>道路河川課</p>

②国、県管理の河川であっても、各々との連携強化による市民の安心・安全確保	近年、気候変動の影響や社会状況が変化することを踏まえ、市域内主要河川木津川、服部川、柘植川にある各支流を含め、治水事業効果を発揮させるには、国、県と市におけるハード、ソフト面の密な連携が重要と考えます。河道掘削、上野遊水地、川上ダムの要望はもとより、今後も関係する同盟会、協議会の活動や、合同訓練の開催など、様々な機会を通じて更なる連携強化に努め、協働して流域全体での治水対策を図ります。	建設管理課
	近年の気候変動による影響の中、市域の主な河川である木津川、服部川、柘植川やこれらに通ずる各支流を含め、治水事業の効果を発揮させるには、国、県と市においてハード、ソフト両面での密な連携が必要であると考えますので、今後も連携強化を図ってまいります。	道路河川課
③木津川、服部川、柘植川及び名張川の関係河川事業の推進	木津川、服部川、柘植川は国や県において順次、河道掘削、引堤等河川改修工事を進めていただいておりますが、引き続き早期完成に向けて要望します。 名張川の関係については、当市内に大きな影響はありませんが、改良等についても名張市も加盟する木津川上流直轄改修促進期成同盟会の活動を通じて、今後も要望してまいります。	建設管理課
5 中小企業・小規模企業振興事業費補助及び商店街活性化等の事業補助金等の拡充		
(1) 中小企業相談業務負担金の拡充 (2) 商工会議所事業補助金の拡充 (3) 中心市街地等商店街活性化事業費補助金等の事業支援及び助成の拡充 (4) IT (情報) 関連補助金の推進	当市の財政状況から助成の拡充は困難ですが、予算の枠組みの変更等により、限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに支援策を検討していきたいと考えます。また、国や県においても様々な支援策が講じられていますので、貴所に置かれましても事業者に対し積極的な情報提供をお願いします。	商工労働課
6 ポストコロナ、資源原材料価格の高騰、急激な円安の影響を見据えた中小企業・小規模事業者への継続支援及び状況に応じた消費喚起		
(1) 金融支援制度の継続・拡充		
①事業継続のため、国や県の支援策の動向を踏まえ、小規模事業資金の保証料の補助額	当市の財政状況から助成の拡充は困難ですが、予算の枠組みの変更等により、限られた財源をより効果的に活用できるよう貴所とともに支援策を検討していきたいと考えます。	商工労働課

及び、小規模事業者経営改善資金の利子補給の拡充		
(2) 影響が長期化しているなか、事業継続・雇用維持・地域活性化・安心安全な市民生活の確保等を図るため、引き続き行政と市内金融機関との幅広い連携とさらなる協力関係の構築	新型コロナウイルス感染症の影響が長期化している中で、今後も金融機関や貴所を始め、関係機関との連携を強化していきたいと考えていますので、ご協力をお願いします。	商工労働課
(3) 金融リテラシーの向上に向けた行政、教育機関、各企業との連携促進	<p>令和4年度から成年年齢が引き下げられたことで、今後の契約などの場面で被害に遭わない、また犯罪に巻き込まれないよう、契約の重要性や消費者の権利と責任等を伝える場が必要であると考えています。</p> <p>このことから、若い世代における消費者教育推進のため、関係部署と連携して市内の高等学校等に出向いて、消費生活講座を実施しています</p> <p>金融リテラシーについては、個人個人の家計や投資などの分野になってきますが、市民の生活や地域経済に密接に関わり、また国も貯蓄から投資への移行を促しているという背景もあることから、一層リテラシー教育は重要となってくることが想像されます。貴所などとも連携してリテラシー教育を進めていきたいと考えています。</p>	生涯学習課 商工労働課
(4) 幅広い事業者を対象としたポストコロナ、資源原材料価格高騰への支援策の創設	<p>原油価格高騰に基づく各種燃料、原材料の高騰に対しては、国・県からの支援制度が設けられていますが、それらの動向を見極めたうえで、中小企業・小規模事業者に限らず、市全体への支援を検討していく方針です。</p> <p>貴所におかれましても、どのような業種の企業がどれくらいの割合でどれくらいの影響を受けているか等詳細な景況調査等を行っていただくようお願いします。</p>	商工労働課

<p>(5) 幅広い事業者を対象とした消費意欲を喚起する施策の実施</p>	<p>消費意欲喚起については、昨今の経済動向からも対策が必要であると考えています。令和4年度に貴所も実行委員会の一員となり実施いただいた「キャッシュレス決済ポイント還元キャンペーン事業」や「プレミアム付商品券事業」についても、次年度以降も実施可能かどうか検証いただきたいと思いますと考えています。</p>	<p>商工労働課</p>
<p>7 コロナ禍における、伊賀市の文化芸術活動活性化のための支援政策の具体化と実施</p>		
<p>(1) 市役所の証明窓口（戸籍住民課、課税課、収税課）業務時間延長日数の増加</p>	<p>各種証明書発行窓口の時間外延長日数増加のご提言ですが、現在、毎週木曜日のみ午後7時30分まで窓口延長させていただいております。さらに、住民票や印鑑証明等、マイナンバーカードを利用して、近くのコンビニエンスストアに設置のキオスク端末から簡単に取得できるほか、令和4年10月からは、これまでの郵便による証明申請サービスに加え、スマートフォン等による電子申請を開始するなど、窓口での発行以外の手法を拡充し、市民の皆さんが、いつでもどこでも簡単に利用いただけるよう努めております。</p>	<p>住民課</p>
	<p>税証明書の交付については、郵送申請に加え、令和4年10月からスマートフォン等による電子申請を開始し、昼間、来庁できない市民の利便性の向上を図るとともに、コロナ禍による非接触型の運営を拡大してきました。また、来年度から実証実験を予定している窓口業務外部委託での検証を踏まえ、今後の窓口運営を検討していきたいと考えています。</p>	<p>収税課</p>
<p>(2) マイナンバーカード時間外申請及び時間外受取の日数の増加</p>	<p>カードの申請については、木曜日は午後7時まで、月に4日の休日に時間外窓口を設置しています。 時間外受取については、マイナポイントの申請期限が延長されたことから、状況に応じて時間外受取の日数を検討いたします。</p>	<p>住民課</p>